

資料 9

住居地の届出等に
係る市区町村窓口
の運用について
(法務省提供資料)

住居地の届出等に係る市区町村(支所・出張所等を含む。)窓口の運用について

在留カード等の券面への住居地記載(裏書き)に係る事務の流れ(イメージ)



今後の方向性

- ・①(本人確認)及び③(裏書き)は、全ての住居地届出等について実施いただく必要があると考えている。
- ・他方、②(ICカード取扱端末を利用した偽変造確認)については、全ての住居地届出等について実施するのではなく、届出や在留カード等の真正性に疑義がある場合に実施いただくことを検討している。

→ 住居地の届出を受け付ける本庁／支所／出張所等の各拠点ごとに1台、ICカード取扱端末及びリーダー／ライタを法務省から配布する方向で検討中。

(※)詳細は実務研究会(第10回)資料1-①, ②等を参照。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/daityo_ikou/38686.html